

一般廃棄物処理業許可書

住 所 帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2  
氏 名 有限会社タナベ  
代表取締役 田邊 宏 様

令和6年5月7日 に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品等 伐根・草木・ボサ等
営業所の所在地及び名称	帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2 有限会社タナベ	
許可期間	令和 6 年 5 月 23 日 から 令和 8 年 5 月 22 日 まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	浦幌町一円	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 番地 5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 帯広市空港南町南 1 1 線西 3 2 番 1 外 4 筆 山口重機有限会社 南町処理場 河東郡音更町字上然別西 4 線 1 0 0 番地 1 アスリー株式会社 中間処理場 河東郡音更町大通 1 5 丁目 2 アスリー株式会社 中間処理場
	その他	(1) 収集運搬にあたっては、飛散、流出の防止等に留意すること。 (2) 許可に関する営業を行うにあたっては、各関係法令を遵守すること。 (3) 許可証の有効期限が満了したとき又は、営業を廃止したときはその効力を失う。 (4) 新たな搬入（搬出）がある場合、別途協議すること。

令和6年5月9日

浦幌町長 井 上 亨

